定款

日本トムソン株式会社

定款

第1章 総則

第1条(商号)

当会社は、日本トムソン株式会社と称し、英文では、NIPPONTHOMPSON CO., LTD. と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 軸受およびその部分品の製造ならびに販売
- 2. 機械器具および機械部分品の製造ならびに販売
- 3. 不動産の売買および賃貸ならびにその管理運営
- 4. 有価証券の保有および運用
- 5. 発電および電気の供給ならびに販売
- 6. 前各号に関連する一切の事業ならびに投資

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、2億9,100万株とする。

第7条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当て を受ける権利
- 4. 次条に定める請求をする権利

第10条(単元未満株式の買増し)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条(基準日)

当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、 あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第12条(株主名簿管理人)

- ①当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株 主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社に おいてはこれを取り扱わない。

第13条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第14条(株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第15条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条(招集権者および議長)

- ①株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条(決議の方法)

- ①株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

- ①当会社の株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使 することができる。
- ②当会社の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 19 条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第20条(電子提供措置等)

- ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第 21 条 (員数)

当会社の取締役は、15名以内とする。

第22条(選任方法)

- ①取締役は、株主総会において選任する。
- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第23条(任期)

- ①取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第24条(代表取締役および役付取締役)

- ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第25条(取締役会の招集権者および議長)

- ①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議 長となる。
- ②取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第26条(取締役会の招集通知)

- ①取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を 開催することができる。

第27条(取締役会の決議方法)

- ①取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した 取締役の過半数をもって行う。
- ②当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締 役会規程による。

第30条(報酬等)

取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第31条(社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第32条(員数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第33条(選任方法)

- ①監査役は、株主総会において選任する。
- ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条(任期)

- ①監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。

第35条(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第36条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第37条(監査役会の招集通知)

- ①監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第38条(監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって 行う。

第39条(監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第40条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査 役会規程による。

第 41 条 (報酬等)

監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第42条(社外監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第43条(選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 44 条 (任期)

- ①会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

第45条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第46条(剰余金の配当の基準日)

- ①当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- ②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第47条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第48条(配当の除斥期間)

- ①配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- ②未払配当金には利息を付けないものとする。

附則

- ①定款第 20 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則 第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施 行日」という)から効力を生ずるものとする。
- ②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- ③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を 経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年6月27日改正